

NTT東日本・西日本とJAIPAとの間の NDAに係る協議に関する調査の結果

平成30年(2018年)12月19日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

1. 本研究会第二次報告書に対する意見募集において、JAIPA*から「当協会ではNTT東西殿と協議を行うにあたって要望されたNDAについて、その内容を不服として変更の協議を行っておりますがNTT東西殿が応じず進展しておりません。」等の意見が提出され、本研究会においては、「NDA(秘密保持協定)に関しては、事柄の性質上オープンな場における双方からの明確な主張が困難な可能性もあることから、まず総務省において状況を検証した上で、その結果等を踏まえつつ、本研究会における取扱いの在り方について整理していくことが適当と考えます。」との考え方が示された。 ※一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
2. 同考え方を踏まえ、総務省において協議の状況に関する調査を実施したので、本資料において、その結果を示すものである。

(本件NDAの概要及び指定設備約款との比較)

	本件NDA	(参考)指定設備約款第47条
①NTT東西以外の当事者	JAIPA	接続協定締結済みの電気通信事業者
②対象情報	(1)相互接続を行うために必要な技術情報や、営業上の秘密または秘匿すべき情報であって、開示側当事者(開示者)によって、③の方法により機密である旨を明示して開示される情報 (2)打合せの存在自体 ※公知の情報(例外あり)、他の者から制約なしに正当に入手した情報、開示者が機密解除する旨を文書通知した情報、主務官庁より報告を要請された情報等は除外。	接続にあたり相互に知り得た当事者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密 (以下単に「秘密」という。)
③対象情報の表示方法	(1)書面上に機密である旨を明示 (2)口頭開示の場合は、開示時点で機密である旨を明示し、30日以内に機密である旨を明示した書面を送付	定めなし
④主な守秘義務の内容	(1)対象情報をあらかじめ定められた開示対象者以外に開示しないこと (2)対象情報を開示目的のみに用いること (3)開示者が複製を禁止した場合は複製しないこと	秘密を厳守し、目的外に使用しないこと
⑤第三者への開示ができる場合	(1)法令上必要とされる場合 (2)職務の遂行上やむをえず当事者・開示対象者以外の者(二次受領者と呼称)に開示する必要がある場合において、開示者の書面による許諾を得た上で、原則、受領者と二次受領者の間で同等の守秘義務を明確にした契約を締結する場合	法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合、主務官庁より報告を要請された場合 等
⑥明定された契約解除方法	1年ごとの更新時期の2ヶ月前までに申出	(本条項のみ適用停止することはできない) (接続協定全体の解除は1年前までに書面で通知(第44条))

時期	対応方法	内容
平成29年 (2017年) 9月13日	対面	NTT東西とJAIPAの間でNDAの契約書(案)に関し意見交換。情報開示者が機密情報としたものであっても、当該開示者から書面の許諾を得れば二次受領者への開示が可能である旨の規定(前頁表の⑤(2)の規定。以下「許諾開示規定」という。)を確認。
10月3日	書面等	NDAを締結
平成30年 (2018年) 4月6日	メール (JAIPA→NTT)	接続WG(=2017年10月よりNTTと開始した協議)における今後の進め方について理解を得るため会員にそれまでの経緯を説明する必要があり、NDA締結当初に遡って「打合せの存在」を機密情報から除外したいと要望。もし除外できない場合には、今後の協議に先立ち改めて理事会での審議が必要となるため「指定された特定の資料だけでなく、打ち合わせの存在自体も秘密とすることの必然性」についての説明を要望。
4月6日	メール (NTT→JAIPA)	現行NDAを変更せずに許諾開示規定に基づきその都度NTT東西が書面の許諾を行う方法を提案。
4月9日	メール (JAIPA→NTT)	NTT東西の提案について次回理事会で検討すると回答。また、まずは取り急ぎ過去のWGに関する情報開示について書面許諾をして欲しいと要望。さらに、4月11日の会議についてNDAの対象と考えているのであればそれについても書面許諾をして欲しい旨を要望。
4月9日	メール (NTT→JAIPA)	NDAの件は4月11日に話をすると返答。
4月11日	対面 (JAIPA→NTT)	「秘密保持契約および議論の場の取り扱いについて(通知および要請)」文書を手交。 《内容》 ① 会議の存在自体を守秘義務の対象とする条項を締結日(2017年10月3日)に遡って削除。 ② 協議の全情報(資料等含む)をJAIPA内へ開示。 ③ 本NDAを対象とした接続WGは、JAIPAにおいて何ら決定権、代理権を有するものではなく、その協議の議論についても当協会を代弁するものではない。
4月11日	メール (JAIPA→NTT)	「NGN網終端装置の増設基準について(要望)」文書を送付。JAIPAは即日これをそのウェブサイトで公開。
4月16日	メール (JAIPA→NTT)	理事会の附属機関である運営委員会に報告しなければならないため、過去のWGに関する情報開示について書面許諾をして欲しいという要望に関する進捗状況を教えて欲しいと要望。

時期	対応方法	内容
2018年 4月17日	メール (NTT→JAIPA)	<p>「WGで議論した内容が理事会に報告できない」というJAIPAの困り事に対して、NTT東西から以下の2案を提案し、このうちJAIPAが選択する方法により対応する旨回答。</p> <p>① 現行NDA契約を変更せず、その都度、許諾開示規定に基づき書面の許諾を得る</p> <p>② 現行NDA契約を一部変更し、情報の受領者となり得る全てのISPをNDAの開示対象者に含める。</p>
4月18日	メール (JAIPA→NTT)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年3月31日付けでNDAを解除して欲しいと要望。 ・ あわせて、今までNTT東西との会議等で取り扱ってきた情報を理事会・会員へ共有するための方法を教えて欲しいと要望。 ・ 今後については、①会議を当面は非公式で行うこと、②NDAの対象とはしない(お互いにNDAが必要な資料の提出は行わない)こと、③JAIPA内では会議の結果を理事会、その後会員に報告し、何らかの指示が必要な場合は理事会メンバーに諮ること、及び④NDAが必要となる状況になったら、新たにNDAを取り交わし、議事録もお互いに承認する公式会合に移行すること、を要望。
	メール (NTT→JAIPA)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NDAを解除したいとする理由を質問。 ・ 許諾開示規定を用いることにより理事会や会員への情報開示は可能である旨回答。
4月19日	メール (JAIPA→NTT)	<p>理事会に報告できない内容を議論する権利はJAIPAのあらゆるWG、部会等にないため当面は透明性確保のために原則NDAなしで議論したい旨、過去分については合意を覆せないため資料の全面開示を要望する旨、及び理事会の決定を受けて運営委員会で詳細を検討し決定した結果の要望である旨を回答。</p>
	メール (NTT→JAIPA)	<p>許諾開示規定に基づく許諾を求めるための書面様式(以下「許諾請求様式」という。)を送付。</p>
4月30日	メール (NTT→JAIPA)	<p>4月11日付けのJAIPAからの増設基準緩和要望(公表)に対する同日時点での回答を送付(「貴協会限り」と表示)</p>
5月16日	メール (JAIPA→NTT)	<p>書面許諾を求める文書(許諾請求書)「機密情報の二次受領者への開示の許諾依頼について」を送付</p>
5月18日	メール (NTT→JAIPA)	<p>許諾請求書について、現時点の会員(個人会員も含む)を記載するよう依頼。また、NTT東西と二次受領者との間で守秘義務契約を締結する旨の記載を許諾請求様式から削除した理由を質問。</p>
5月18日	メール (JAIPA→NTT)	<p>NDA契約の解除通知(2018年1月31日付け)を送付。また、二次受領者との守秘義務契約はNDAにない事項と考える旨を回答。</p>
5月18日	メール (NTT→JAIPA)	<p>NDA契約の解除を受けるにしても、過去に遡った対応は難しいため、少なくとも本日以降での対応にして欲しい旨を要望。</p>

時期	対応方法	内容
2018年 5月21日	メール (JAIPA→NTT)	過去に遡ったNDA契約の解除が難しいというNTT主張は当然と考える旨及び再度メンバーに確認する旨回答。
5月24日	対面	NTT東西からJAIPAに対し、許諾開示規定に基づき書面で許諾を得る方法以外に、NDAの開示対象者にJAIPAの全会員を含める方法でも対処可能である旨を伝達。
5月28日	メール(JAIPA→NTT)	JAIPAの総会に報告する内容として「NTT東西と網終端装置の増設基準に関する協議を行っている」という一文を入れたいが問題があるかと質問。
5月28日	メール(NTT→JAIPA)	書面許諾規定に基づき書面の許諾を行う必要がある旨(当該許諾があれば問題ない旨)を回答。
5月29日	対面(JAIPA→NTT)	NDAの開示対象者をJAIPA全会員に拡大する内容のNDA変更を行う方向で臨時理事会にかける旨伝達。
～8月6日	書面等	NTT東西・JAIPA間において、JAIPA全会員を開示対象者とするためのNDAの変更契約を締結。
8月6日	メール(NTT→JAIPA)	4月11日付けのJAIPAからの増設基準緩和要望(公表)に対する回答をNDAに基づく機密情報扱いで送付。
8月8日	メール(JAIPA→NTT)	公開前提での回答を要望したため回答として条件を満たしていない旨返答。
8月31日	研究会第二次報告書 案に対するJAIPAから の意見書	「当協会ではNTT東西殿と協議を行うにあたって要望されたNDAについて、その内容を不服として変更の協議を行っておりますがNTT東西殿が応じず進展しておりません。具体的には、そのNDAでは、締結後1年間はNDAの解除ができないこととされるとともに、協議の内容のみならず協議の開催自体も守秘事項とされています。」と表明
9月4日	メール(NTT→JAIPA)	ウェブサイトで回答(増設基準緩和要望に対する回答)を公開したいとする理由を質問。
9月10日	メール(JAIPA→NTT)	一般社団法人として外部に活動を報告するという当然のことをしたいまでである旨、及び公開可能な回答があれば回答を受領した旨を公開することにさせて頂きたい旨を回答。
9月14日	メール(NTT→JAIPA)	回答がウェブサイトで公開されるとすると何のためにNDAを締結したのか不明となると考え公開可能な回答を行うべきか現時点では判断できない旨を回答。
9月26日	第14回研究会会合に おけるJAIPA発言	「協会という性質上、どうしても公表資料を作らなければいけないところがありまして、細かい数字の部分とかまでは我々も必要ではないのですが、会議があったことすらNDAの対象になっていますので、何月何日に会議をやったということすら出せないという状況で、今、NDAの解除をお願いしているのですが、現状まだ解除になっていないということもありまして、そこは公表資料として問題ない範囲のものは出していただきたいというのがあります。…出せない数字というのはお互いにあるとは思っているので、そういうところはいいのですが、会議のあったかなかつたかまで、我々としては理事会に報告もできないという状況は非常にまずいので、その辺の部分についてお願いしているという状況です。」と表明

時期	対応方法	内容
2018年 9月26日	第14回研究会会合におけるNTT東西発言	NDAの意義及び必要性を説明しつつ、「…実際にNDA対象を解除したいと言われれば解除できないなんていうことはないわけでごさいます。双方が納得し、合意すれば解除もいたします。また、協議に参加されていない方にも情報を広く配りたいというお話もありました。…実際にはNDAの内容を開示されたい事業者様にもサインをしていただけたらいいよというお話をさせていただき、この問題はクリアになったかと思っておりました。」「 <u>会議の開催さえNDAの対象だから言えないというのは、ちょっと自分もやり過ぎかなと思ったところではあります。ただ、一般論ですが、例えばある会社とある会社が合併する場合等、会合を行っていること自体が公表できないということもあるのかなと思っておりますが、当社もNDAというのを厳しく運用し過ぎたという面もあるかもしれません。今おっしゃられたところは、少し検討していこうかなと思います。</u> 」と表明
9月26日	メール(JAIPA→NTT)	近日中にJAIPAの Webサイトに公開回答を受領していない旨を掲載することを伝達
10月2日～		<u>総務省からNTT東西・JAIPAに対し状況を調査</u>
10月11日	JAIPA	「当協会では2018年4月11日に、総務省研究会での議論の結果等に基づき、東日本電信電話株式会社殿、西日本電信電話株式会社殿へ輻輳改善のための要望書を送付し、2018年4月末日までの回答を求めておりました。しかしながら本日2018年10月11日時点においても、 <u>当協会の要望に基づく回答がNTT東西殿から到着していません。</u> 当協会では協会会員や総務省殿と連携して、早急な回答を求めながら、NTT東西殿の問題に対処してまいります。」とのウェブページ(以下「 <u>回答未到着ページ</u> 」という。)を公開
10月17日	メール(NTT→JAIPA)	4月11日付けのJAIPAからの増設基準緩和要望に対する <u>公開可能な回答を送付。</u> JAIPAは19日にこれを公開。
10月22日	メール(NTT→JAIPA)	<u>回答未到着ページについて、事実としては4月末までに回答している上に、協議の積み重ねがあると考える旨の不服を伝達。</u>
10月24日	メール(JAIPA→NTT)	<u>NDAの拘束が変わらないため非公開の回答を受領した事実もウェブサイトに掲載できないと判断した旨を回答。</u>
10月26日	メール(NTT→JAIPA)	NDAの拘束があるという課題については8月6日付けで全会員をNDA対象とすることで解決したと認識していた旨、及び「 <u>会議の存在自体を守秘義務の対象とする</u> 」という条項を削除してほしいということを改めて要望しているかどうかを確認したい旨伝達。仮に当該条項の削除の要望がある場合は、理由が示されれば、その可否について早急に検討を行う考えである旨を表明。
10月26日	メール(JAIPA→NTT)	契約変更の効果により非公開回答があったことは協会内部で情報共有されているが、ウェブサイトについては会員外も見ることのできる公表であり会議の開催の有無を公表できないNDAのもとでは当然非公開回答があったことも掲載できないと考える旨を回答。また、何らかの要望をしているわけではない旨も回答。

時期	対応方法	内容
2018年 10月26日	メール(NTT→JAIPA)	会議の存在自体も守秘義務の対象という条項の削除がJAIPAの要望であるとして、これに可能な限り応えるため、 <u>会議を実施している事実、会議名及び会議の実施日を公表可能とする運用を提案。当該運用で合意可能となれば、当該条項の削除に応じるとともに、10月31日付けで変更契約を締結したい旨を表明。</u>
10月29日	メール(NTT→JAIPA)	契約変更の提案(26日)に対する回答を求めるとともに、11月1日開催の研究会会合におけるJAIPAからの発表内容を質問。
11月29日	対面	<u>JAIPAからNTT東西に対し、次の更新時期(2019年3月末)においてNDAを更新せず解除したい旨及び今後は必要に応じてNDAを締結することとしたい旨を伝達。</u>

3. 一般に、接続に関する事業者間の協議は、円滑に行われることが望ましく、そのことは、接続事業者関係団体との間の協議であっても基本的に同様と考えられる。また、特にPPPoE接続の網終端装置の増設については、第二次報告書第2章2. (2)アにおいて、「引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善していくことが適当」「当事者間の十分な意思疎通の中で円滑に増設がなされることが望ましい」などとされたところである。

4. 今般、JAIPAとNTT東日本・西日本との間の協議の状況を確認した結果、次のような例が判明したところであり、今後は同様の事態を再演しないよう、両者の間で十分な意思疎通を図ることが望まれるのではないか。

(1) 当事者間の合意によりNDAを(過去ではない)任意の時点で解除するという選択肢について、契約上あらかじめ明定されず、かつ、明示的な意思疎通をしなかったため、結果として、少なくとも第14回研究会会合(9月28日)まで、そうした契約解除が可能であるという認識について双方に差があった。

(2) JAIPAが増設基準緩和の要望に対する公表可能な回答を求めているのに対して、NTT東西から機密情報扱いで行われた回答から一部を取り除くなどすれば公表可能な回答を作成できるという方法(機密情報から除外される「公知の情報」にする方法)について検討を行わず、結果として、第14回研究会会合後総務省が調査に着手した後に、公表可能な回答が行われた。

(3) 会議開催状況について機密情報から除外したいとのJAIPAの4月当時の要望について、NTT東日本・西日本はこれを完全に実現する方法であるNDAにおける機密情報の範囲を見直すという選択肢をその時点では提示せず※、結果として、第14回研究会会合後になって同選択肢の提示が行われた。(会議開催状況を機密情報とすることが過度に厳しい運用だった旨はNTT東日本・西日本も認めているところ)

※会員内に情報共有したいというJAIPAのニーズにNDAを変更しない範囲で応えることができる方法を提案した。

5. 一方で、本件は、それ自体は電気通信事業者ではない関係団体(JAIPA)との間の協議であり、通常の電気通信事業者間の協議とは性質を異にしていたとも考えられる。その意味では、本件のような関係団体への対応については、昨年9月に、総務省から、NTT東日本・西日本に対し次のとおり要請がされているところ、これに沿って対応されることがまず適当ではないか。

接続事業者に対する情報提供については、貴社において自主的な改善が行われたところであるが、貴社と接続事業者の間の交渉力及び情報量の格差に鑑み、接続事業者に対する周知内容は、そうした情報提供を望む接続事業者関係団体にも同時期に情報提供するなど、これまで以上に接続事業者関係団体において十分な情報に基づき議論及び対応が行われるよう配慮されたい。

6. なお、関連して、事業者が接続協定締結前に締結するNDAについて、NTT東日本・西日本の相互接続ガイドブック(公表資料)には「初めて協議を行う他事業者様とは、当社のセキュリティや知的財産権に係わる情報等の提供にあたっての守秘義務契約の締結が必要になります。」という記載がある。しかしながらこれの根拠となる指定設備約款の定めはないとのことであり、接続協定締結前にNDAを締結することは必須ではないと考えられるから、その旨が明確となるよう同ガイドブックを見直すことが適当ではないか。